

祝日大祭日讀本

014124-000-2

特23-691

祝日大祭日讀本

高田 不二夫/著

M25

ABB-0397



はしゆき

本書尋常科生徒にありては父兄の参考用と云ふ尋常科生徒にありては教科用に充つる考なり同じ尋常科なる年齢の児童に科すること簡より繁に及ぶ理論は皆馳するか如し然れども萬國日曜學課を老練ある教師か老弱男女に説きて之を悟了せしむるふ比すれば零壞の差あり要す

惟愛する所は教育者百重の念軌道を脱して排他の凶徳に陥るべしあり天寿の君を其人を見ずして其事を取らんことを欲す
用は記す學科に属する事實は年々歳々其事實を換易せん
と欲す故に本書は明治二十五年四月より明治二十六年三月に於て刊行されしと著者の深く愧つる所たり

明治廿五年三月

著者誌す

目次

敕語

小學校祝日大祭日規程

歷朝年鑑

四方拜 一月一日

元始祭 一月三日

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

春季皇靈祭 三月廿一日

神武天皇祭 四月三日

秋季皇靈祭 九月廿三日

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

敕語

朕惟ふ我か皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚あり我臣民克く忠に克く孝を億兆心を一にして世世厥の美を濟せるは此れ我か國体の精華ふして教員の淵源亦實ふ此に存す爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし學を脩め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重し國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし是の如きは獨り朕か忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん

斯の道は實に我か皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱み遵守すへき所之を古今に通して謬らす之を中外に施して悖らす朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふ

明治廿三年十月廿三日

御名 御璽

小學校祝日大祭日儀式規程

第一條 紀元節天長節元始祭神嘗祭及新嘗祭の日に於ては學校長教員及生徒一同式場に參集して左の儀式を行ふへし

一 學校長教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下の御影に對し奉り最敬禮を行ひ且

兩陛下の萬歳を奉祝す

但未だ 御影を拜戴せざる學校に於ては本文前段の式を省く

二 學校長若くは教員教育に關する 敕語を奉讀す

三 學校長若くは教員恭しく教育に關する 勅語を基き

聖意の在る所を誨告し又は

歷代天皇の盛徳 鴻業を叙し若くは祝日大祭日の由來を叙する等其祝日大祭日に相應する演説を爲し忠君愛國の志氣を涵養せんことを務む

四 學校長教員及生徒其祝日大祭日相應する唱歌を合唱す

第二條 孝明天皇祭春季皇靈祭神武天皇祭及秋季皇靈祭

の日お於ては學校長教員及生徒一同式場お參集して第一條第三款及第四款の儀式を行ふへし

第三條 一月一日お於ては學校長教員及生徒一同式場に參集して第一條第一款及第四款の儀式を行ふへし

第四條 第一條の祝日大祭日に於ては便宜に従ひ學校長及教員生徒を率ひて體操場に臨み若くは野外に出て遊戯體操を行ふ等生徒の心情をして快活ならしめんことを務むへし

第五條 市町村長其他學事に關係ある市町村吏員は成るべく祝日大祭日の儀式に列すへし

第六條 式場の都合を計り生徒の父母親戚及其他市町村住民として祝日大祭日の儀式を參觀することを得せしむへし

第七條 祝日大祭日に於て生徒に茶菓又ハ教育上に裨益ある繪畫等を與ふるは妨げなし

第八條 祝日大祭日の儀式に關する次第等は府縣知事之を規定すへし

神功	仲哀	成務	景行	垂仁	崇神	開化	孝元	孝靈	孝安	孝昭	懿德	安寧	綏靖	神武	謚号	即位元年	在位年數	年号
八百六十一	八百五十二	七百九十一	七百三十一	六百三十二	五百六十四	五百四	四百四十七	二百七十二	二百六十九	百八十六	百五十一	百十三	七十九					
攝政六十九年	治九年	治六十年空位一年	治六十年	治九十九年	治六十八年	治六十年	治五十七年	治七十六年	治百二年	治八十四年	治三十四年空位一年	治三十八年	治三十三年	治七十六年崩後空位三年				

敏達	欽明	宣化	安閑	繼體	武烈	仁賢	顯宗	清寧	雄略	安康	允恭	反正	履仲	仁德	應神
千二百三十三	千二百	千百九十六	千百九十四	千百六十七	千百五十九	千百四十九	千百四十六	千百四十	千百十七	千百十四	千七十二	千六十六	千六十	九百七十三	九百三十一
治十四年	治三十二年	治四年	治二年	治二十五年空位二年	治八年	治十年	治二年	治六年空位一年	治二十三年	治三年	治四十二年	治六年	治六年	治八十七年	治四十一年空位二年

三十一	用明	千二百四十六	治二年
三十二	崇峻	千二百四十八	治五年
三十三	推古	千二百五十三	治三十六年
三十四	舒明	千二百八十九	治十三年
三十五	皇極	千三百一	治三年
三十六	孝德	千三百五	治十年 大化六 白雉四
三十七	齊明	千三百十五	治七年 白雉七
三十八	天智	千三百二十二	治十年 年号ナシ
三十九	弘文	千三百三十二	治一年ナシ
四十	天武	千三百三十三	治十四年 十四年ハ朱雀元 空位三年 年号ナシ
四十一	持統	千三百五十	治七年 朱雀七
四十二	文武	千三百五十七	治十一年 朱雀四大寶三慶雲四
四十三	元明	千三百六十八	治七年 和銅七
四十四	元正	千三百七十五	治九年 靈龜二 養老七
四十五	聖武	千三百八十四	治二十五年 神龜五 天平二十
四十六	孝謙	千四百九	治十年 天平勝寶九 天平寶字一

四十七	淳仁	千四百十九	治六年 天平寶字六
四十八	稱徳	千四百二十五	治五年 天平神護二 神護景雲三
四十九	光仁	千四百三十	治十二年 神護景雲一 寶龜十 天應一
五十	桓武	千四百四十二	治二十四年 天應一 延暦二十三
五十一	平城	千四百六十六	治四年 大同四
五十二	嵯峨	千四百七十七	治十四年 弘仁十四
五十三	淳和	千四百八十四	治十年 天長十
五十四	仁明	千四百九十四	治十七年 承和十 嘉祥三
五十五	文徳	千五百十一	治八年 嘉祥一 仁壽三 齊衡三 天安一
五十六	清和	千五百十九	治十八年 天安一 貞觀十七
五十七	陽成	千五百三十七	治八年 元慶八
五十八	光孝	千五百四十五	治三年 仁和三
五十九	宇多	千五百四十八	治十年 仁和一 寬平九
六十	醍醐	千五百五十八	治三十三年 昌泰四 延喜廿一 延長八
六十一	朱雀	千五百九十一	治十六年 延長一 承平六 天慶九
六十二	村上	千六百七	治二十一年 天曆十一 天徳三 應和三 康保四

六十三	冷泉	千六百二十八	治二年 安和二
六十四	圓融	千六百三十	治十五年 安和一天祿二貞元二 天元五永觀二
六十五	花山	千六百四十五	治二年 永觀一寬和一
六十六	一條	千六百四十七	治二十五年 寬和一永延一永祚一 正曆五長德四長保五寬弘八
六十七	三條	千六百七十二	治五年 長和五
六十八	後一條	千六百七十七	治二十年 寬仁四治安三萬壽四 長元九
六十九	後朱雀	千六百九十七	治九年 長曆三長久五寬德一
七十	後冷泉	千七百六	治二十三年 永承七天喜五康平七 治曆四
七十一	後三條	千七百二十九	治四年 延久四
七十二	白河	千七百三十三	治十四年 延久二承保二承曆四 承保四應德二
七十三	堀河	千七百四十七	治二十一年 寬治八嘉保二永長二 承德一康和四長治三嘉承一
七十四	鳥羽	千七百六十八	治十六年 嘉承一天仁二天永三 永久五元永二保安三
七十五	崇德	千七百八十四	治十八年 保安一天治二大治四 天承一長承三保延七
七十六	近衛	千八百二	治十四年 永治一康治一天養一 久安六仁平四久壽一
七十七	後白河	千八百十六	治三年 久壽一保元二
七十八	二條	千八百十九	治七年 保元一平治一永曆一 應保一長寬二永萬一

七十九	六條	千八百二十六	治三年 永万一仁安二
八十	高倉	千八百二十九	治十二年 仁安一嘉應二承安三 安元一壽承五
八十一	安德	千八百四十一	治三年 養和一壽永二
八十二	後鳥羽	千八百四十四	治十五年 元曆一文治五建久九
八十三	土御門	千八百五十九	治十二年 正治二建仁三元久二 建永二承元三
八十四	順德	千八百七十一	治十年 建曆二建保六承久二
八十五	仲恭	千八百八十一	治一年 承久一
八十六	後堀河	千八百八十二	治十一年 貞應二元仁一嘉祿二 寬喜三貞永一
八十七	四條	千八百九十三	治十年 天福一文曆一嘉禎三 曆仁一延應一仁治三
八十八	後嵯峨	千九百三	治四年 寬元四
八十九	後深草	千九百七	治十三年 寶治二建長七康元一 正嘉二正元一
九十	龜山	千九百二十	治十五年 文應一弘長三文永十一
九十一	後宇多	千九百三十五	治十三年 建治二弘安十一
九十二	伏見	千九百四十八	治十一年 正應四永仁七
九十三	後伏見	千九百五十九	治三年 正安三
九十四	後二條	千九百六十二	治六年 乾元一嘉元三德治一

百十	後光明	二千三百四	治十一年 正保四慶安四承應三
百九	明正	二千二百九十	治十四年 寬永十四
百八	後水尾	二千二百七十三	治十八年 慶長四元和九寬永五
百七	後陽成	二千二百四十七	治廿五年 天正五文祿四慶長十六
百六	正親町	二千二百十八	治二十九年 永祿十三元龜三 天正十三
百五	後奈良	二千零八十七	治三十一年 大永二享祿四天文二 十四弘治一
百四	後柏原	二千六十一	治廿六年 文龜四永正十七大永五
百三	後土御門	二千廿五	治三十六年 寬政二文正一應仁二 文明十七長享三延德三明應八
百二	後花園	二千八十九	治卅六年 永享十五文安五寶德三 享德四康正二長祿三寬政四
百一	稱光	二千七十三	治十六年 應永十五正長一
百	後小松	二千假位 真位五十三	治二十年 明德二應永十八
九十九	後龜山	二千三十五	治十八年 天授六弘和三元中九
九十八	長慶	二千三十	治五年 正平一建德二文中二
九十七	後村上	二千	治三十年 延元一興國五正平廿四
九十六	後醍醐	千九百七十九	治卅一年 元應一元享二正中二嘉 曆三元德三元弘二正慶一建武二
九十五	花園	千九百六十八	治十一年 延慶二應長一正和五 文保三

百十二	後西院	二千三百十五	治八年 承應一明曆三萬治二 寬文二
百十一	靈元	二千三百廿三	治二十五年 寬文十一延寶八天和 三貞享三
百十三	東山	二千三百四十八	治二十二年 貞享一元祿十五寶永 六
百十四	中御門	二千三百七十	治二十六年 寶永一正德五享保二 十
百十五	櫻町	二千三百九十六	治十二年 元文六寬保三延享三
百十六	挑園	二千四百八	治十五年 寬延三寶曆十二
百十七	後櫻町	二千四百二十三	治八年 寶曆一明和七
百十八	後桃園	二千四百三十一	治九年 明和一安永八
百十九	光格	二千四百四十	治三十八年 安永一天明八享和四 文化十三
百二十	仁孝	二千四百七十八	治二十九年 文政十二天保十四弘 化三
百廿一	孝明	二千五百七	治二十一年 弘化二嘉永六安政五 万延一文久三元治一慶應三
百廿二	今上	二千五百二十八	明治萬歲

南北兩朝比較

後醍醐	元應	元享	三	二	三	一九七九
-----	----	----	---	---	---	------

四方拜 一月一日

祝祭儀式

- 第一 着席
- 第二 御影最敬禮
- 第三 唱歌
- 第四 閉會

祝祭典例

四方拜は神嘉殿の南庭に行はせらる皇太神宮豊受太神宮
 天神地祇神武天皇陵孝明天皇陵氷川神社加茂上下社男山
 八幡宮鹿島香取神宮を遙拜せられ畢りて賢所皇靈殿神殿
 を拜し給ふ

附記

宮城内方六十間を劃し三神殿を存す中を賢所とし右を神
 殿とし左を皇靈殿とす三殿通して複道あり其左は神嘉殿
 なり

賢所は崇神帝の朝に成れる八咫の鏡の模造品を安置し神
 殿は神御産日神高御産日神玉積産日神生産日神足産日神
 大宮賣神御食津神事代主神を主として二十三座神を祭り
 皇靈殿は歴代天皇の神靈を祀る又神嘉殿は恆例臨時の祭

典を行ふ所なり

元始祭 一月三日

祝祭儀式

- 第一 着席
- 第二 御影最敬禮
- 第三 勅語奉讀
- 第四 學科
- 第五 唱歌
- 第六 散會

祝祭典例

元始祭は年の元始に賢所皇靈神殿を祭らせらる

學科

皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり
 國常立尊は國初の神なり一神にして五徳を備ふ水徳の神
 を國狹槌尊火徳の神を豊樹尊といふ獨り化す木徳の神
 を埜土養尊沙土養尊金徳の神を大戸之道尊大苦邊之尊土
 徳の神を面足尊惶根尊といふ陰陽並に現はる次に化生し
 たるは伊弉諾尊伊弉册尊なり

國常立尊伊弉諾伊弉册二神に敕して宣く豊葦原の千五百秋の瑞穂の地あり汝往きて治むへし即天の瓊矛を授く二神天の浮橋に佇み天の瓊矛の瑞により礮馭盧嶋を得二神之に移りて大八洲を發見す

傳えて大日靈尊正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊天津彦彦火瓊杵尊彦彦火出見尊彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊に至る大日靈尊吾勝尊故ありて中洲に降らす天孫瓊々杵尊生るゝに及ひ天祖大日靈尊外祖高皇產靈尊と謀り以て其主を爲さんとす時に中洲乱れて統一する所あり乃天稚彦を遣はして之を圖らしむ是より先き天祖の弟素盞鳥尊罪を姉尊あ得逐はれて出雲の簸の川上お至り國神脚摩乳手摩乳の女奇稻田姫を娶り大日貴神を生み葦原の地を領す天稚彦大日貴神の女下照姫と婚し命を復せず更に經津主神武甕槌神を遣る二神出雲お至り大日貴神及其子八重事代主神健御名方刀美神を服従せしめて歸る此お於て天孫諸神を從へて中洲に降る

初天孫將お中洲お降らんとす天祖敕して曰葦原の千五百秋の瑞穂の國は我子孫王たるへきの地なり爾宜しく就きて治むへし寶祚の隆あること當お天地と與お窮なかるへ

し又寶鏡を授け之を視ること猶我を視るかことく床汝同ふし殿を共おして以て齋鏡とあすへしと宣ふ更お劍と玉とを添え規して曰天下お臨むこと八咫の鏡の如く分明なるへく天下を治むること八坂瓊の曲玉の如く婉曲なるへく不庭の徒に天の紫雲の劍を加ふへしと

大日靈尊以前を天神と稱し以後を神孫と稱す地祇は素盞鳥尊の裔孫とす

又經津主神は香取神宮お武甕槌神は鹿島神宮に祭る
氷川神社は武藏國造の大日貴神素盞鳥尊を祀れる所あり
大日貴神素盞鳥尊は出雲大社お祭る武藏國造は出雲國造と同族あるを以て己れの國お亦鎮座せるあり

要領

吾人泰平の年を迎へ生を歡樂の中に送るもの官家祖宗の遺澤お依る今年の元始お當り至尊の意を體し國の元始お溯り其懿德鴻業を頌し國家に報ゆる志氣を旺おらしむるは忠良ある臣民の務ありとす

格言

慎思錄に曰君子の百行中報恩を大とあす人若し恩を忘るゝことおらは其餘は觀るお足らす

孝明天皇祭 一月三十日

祝祭儀式

- 第一 着席
- 第二 學科
- 第三 唱歌
- 第四 散會

祝祭典例

孝明天皇祭は孝明天皇を祭らせらる

學科

父母に孝

神武天皇即位四年春二月甲申詔して曰く我皇祖の靈や天より降鑑し朕か身を光助す今諸虜己に平き海内無事あり以て天神を郊祀し用て大孝を申ふ可し乃時を鳥見の山に作り皇祖天神を祭る

仁明天皇嘉祥三年天皇太皇太后に冷泉院に觀す太后の命を奉し階下より輦に乗て還る初め天皇觀する毎に必歩す是日太后天皇の輦に御するの儀を觀んと欲と天皇之を左右に詣ふ皆曰く可き輦進むに及て猶歩して殿を下り階

を没して乃之に乗る左右皆嘆して曰く至尊親を敬まると此の如し夫孝は天子より庶人に達を誠あるか否泣下る者あり

要領

孝明天皇は明治天皇陛下の父君あるを以て大孝を申へらるゝものされは臣民も亦聖意を體して孝を其親に盡すへし

格言

孝經に曰夫れ孝は上天子より下庶人に達す

紀元節 二月十一日

祝祭儀式

- 第一 着席
- 第二 御影最敬禮
- 第三 敎語奉讀

第四 學科

第五 唱歌

第六 散會

祝祭典例

紀元節は人皇の祖神武天皇大和國橿原の宮に於て即位の大典を擧げ新に元を紀せし日ふ丁ると祝まらる御親祭の後賢所御拜あり

學科

鴻業

國初は當り海外の西隣諸邦盛ふ開け西陲虞あかるへからす是を以て王都偏僻お在り久ふして土豪跋扈し邊民王化に光被せま此に於てか神武天皇西陲を出て首府を中土に奠め四方に號令す天下始めて王室を知るに至る

神武天皇は彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四子年十五立て太子とあり尋て大業を襲く

初帝日向に在り四方遼遠の地王化に露はす豪族各其地に據り郷曲に武斷して互に相陵轢まを聞き之を綏せんと欲ま又東方沃土あり山岳四周以て大業を恢にするに足ると聞くに及び甲寅の歳十月を以て大舉東征す乙卯歳三月吉備に入り高島の宮に居る治兵三年戊午の歳舟楫を整へ中州に向ふ難波崎より河内に至り行々土豪を服し大和に入る長髓彦なかつたひこなる者天神の裔饒速日命にすはやひのみことを奉し皇軍を拒く己にして饒速日命長髓彦を斬りて以て來り降る兵興りて六

年逆徒擒斬歸順中州盡く定る己未の歳三月都を畝傍山うねそばの東南に奠き橿原宮かしはばらを經始ま庚申の歳九月媛賜ひめたまを納れて正妃と爲す事代主神の女辛酉の年正月朔橿原の宮に即位す是を紀元元年と爲す

要領

我國家國初諸神の徳に胚胎し神武帝に至りて成る吾人今日之福祉は溯て帝か紀元の日に基す紀元は國家を經始する秩序の第一歩にして之より歷朝進化を務め根入ること深く礎愈固を致せるものとす

格言

賈誼曰く前事の忘れざるは後事の師あり

春季皇靈祭 三月二十一日

祝祭儀式

第一 着席

第二 學科

第三 唱歌

第四 散會

祝祭典例

春季皇靈祭は歷代天皇の皇靈を祭らせらるる
學科

文學東漸

應神天皇即位十五年百濟王子阿直岐來朝す阿直岐文學あり皇太子菟道稚郎子就て學ぶ帝百濟に仁王なる者あり一國の秀あるを聞き荒田別を遣として王仁を徵す王仁治工織工を率ひて來り論語及千字文を獻す漢字東來の始なり三十七年高麗使來る表文倂傲稚郎子奏して使者を責讓し其表文を壞る

筑前國宇佐八幡宮は應神帝を祭れる所とす清和天皇貞觀元年男山石清水に移す男山八幡宮即是なり

聖德

後三條天皇未位に即かす猶東宮に在り侍成尊問ふ殿下北斗を拜するか曰く毎月一拜す敢て踐祚を祈るにあらざるあり而して時あり或は念ふ即位せば云々せんと欲す自省するに此念不忠に萌す因て拜する毎に過を悔ゆ

要領

應神帝の文學を尙へるを知らば勤學の志を起すへし稚郎子の表文を却けしを知らば勤學の實を行て發揚せし後

三條帝の令詞を知らば事毎に誠なるへし

格言

中庸曰く博く之を學ひ審ふ之を問ひ愼て之を思ひ明ふ之を辨し篤く之を行へ

大學曰く所謂其意を誠ふまとは自欺くことあるあり

神武天皇祭 四月三日

祝祭儀式

第一 着席

第二 學科

第三 唱歌

第四 散會

祝祭典例

神武天皇祭は皇祖神武天皇を祭らせらる

學科

世務を開く

神武天皇首府を中土に移し帝位を橿原の宮に即させらるる元を紀し一統を大にし國礎を固くす史に稱す帝德明達詒如國大禮を正さるるへり即神籬を建て八神を祭り三種

の神器を正殿奉し天富命を以て祭祀を主らしむ天子威
嚴あかるへらると即可美真手命殿陛を道臣命宮門を
護らしむ人は衣食頼る即天富命を以て穀麻を阿波及東
國種へしめ人々稼穡を教ゆ功ある者には賞を吝まじ歸
まざる者よと腹心を布く當時美職を與ふるや扈從の臣と歸
服の徒は關らず賢撰ひ能任海内帖然以て無窮の大
業を開く其徳固測るへらざるあり

要領

一家は一國の小あるものあり我臣民帝徳に則り以て家族
に臨まば東海君子國の稱夫れ倍發揚せんか

格言

易に曰幾ある者は動の微吉の先つ見はるゝものあり君子
は幾を見て作つ日の終るを俟たむ

附記

賀茂下社は建角見命上社は別雷神を祀れるものひて建
角見命は神武帝の東征より従ひて功を立て別雷神は其孫あ
り

秋季皇靈祭 九月二十三日

祝祭儀式

第一 着席

第二 學科

第三 唱歌

第四 散會

祝祭典例

秋季皇靈祭には歴代天皇の皇靈を祭らせらる

學科

博愛

醍醐天皇群臣奏對する毎よ必辞色を和く曰人主威嚴を形
とさは何そ以て臣下言を盡まを得ん嘗て寒夜に方り御衣
を脱し以て凍餒の苦を體す

堀河天皇嘗て左右謂て曰く普天の下皆王民あり遠民何
そ疎なる近民何を親しき一人の耳周く四海の事を聞くを
得と是れ大患あり卿等聞くことあらと告げて隱すこと勿
れ

高倉天皇愛する所の楓樹あり藤原信成をして之を守らし
む一日仕丁將酒を飲まんとす杖を剪り薪と爲し以て酒
を煖む信成見て大に驚き仕丁杖縛して罪を請ふ帝從容と

して曰く唐詩云へることあり林間酒液煖めて紅葉を
焼く誰か仕丁に此風流を作さしむと復問ふ所なし
要領

愛は人性の本領を占む愛君臣の間に行はるれば君仁に臣
忠なり愛父子の間に行はるれば父慈に子孝なり愛兄弟の
間に行はるれば悌愛夫婦の間に行はるれば和愛人々の間
に行はるれば誠愛するものは怒らず傷らず驕らず忍耐廉
潔禮讓の美德其間に存す

格言

論語に曰君子仁を去りの悪んを名を成さん君子の終食の
間も仁に違ふことあるし造次も必是に於てし頓沛も必是に
於てま

神嘗祭 十月十七日

祝祭儀式

- 第一 着席
- 第二 御影最敬禮
- 第三 敕語奉讀
- 第四 學科

第五 唱歌

第六 散會

祝祭典例

神嘗祭にハ新穀を伊勢神宮に供し宮中に於て遙拜せられ
畢りて賢所御親祭あり

學科

三種の神寶歷朝床を同くし殿を共ふし祀ること殆五百年
傳へて崇神天皇に至る世運漸く開け世務隨て密なり帝其
褻瀆を懼れ皇女豐鋤入姫命に命し寶鏡靈劍を奉り神籬を
大和笠縫邑に建て安置して以て天照大神を祭らしむ垂仁
天皇に至り皇女大倭姫命豐鋤入姫に代り更に神寶を伊勢
國度會郡宇治に奉鎮す皇太神宮即是なり

景行天皇即位四十年皇子日本武尊をして東征せしむ尊途
伊勢神宮に詣る大倭姫命靈劍を授けて之を勵ます尊駿河
に至り賊計に陥り火攻に遭ふ乃靈劍を抜き草を薙き火を
放つ會大風あり火反て賊に向ふ因て奮撃して賊を殲す之
より草薙の劍と改稱して尾張國熱田に祀る是を熱田神社
と爲す

八尺瓊の曲玉は歷朝聖體の守護として傳へらる

要領

祖宗の神威を褻瀆せんことを懼れて之を別殿に奉す孝の至なり新穀の出つるや先づ之を祖宗の神靈に薦む孝の盡せるあり事異なりと雖とも實それ作し

格言

孝經に曰夫孝は徳の本なり教の繇りて生ずる所あり

天長節 十一月三日

祝祭儀式

- 第一 着席
 - 第二 御影最敬禮
 - 第三 敕語奉讀
 - 第四 學科
 - 第五 唱歌
 - 第六 散會
- 祝祭典例
- 天長節は今上天皇陛下の御降誕めらせられし吉辰なり祭典あり且觀兵式に臨御せらる
- 學科

今上天皇登極以來國勢一變封縣の制度を改めて郡縣と爲し萬機公論に決し立憲政體の美觀を爲す内教化を布き外國威を張り臣民其慶に頼り萬邦の羨む所とある鴻業聖徳紙筆の能く竭くす所にあらず

聖徳

明治廿一年十一月二十一日近衛兵演習を埼玉縣浦和に行ひて臨幸を仰く期に至り暴雨盆を覆へすか如し衆以爲らく期或は延ひんと既にして瀟車の着せること豫定の如し時雨勢猶減ぜず左右乗を候す帝曰素より當に騎すへさのみ乃騎して演習を閲す雨脚愈急なり左右馬車を進む帝曰誰か之を命せるもの朕今日の行遊逸の爲あつさるあり演習の苦樂は諸兵と共にすへし朕何ぞ獨り風雨を避くるお忍ひんやと雨具を御せせして親しく風雨を冒す雨濕襖衣お及ふ此日皇后も亦稍烟砲響を凌ぎ馬車を林叢田甫の間お進む泥輪を嚙み役夫お藉りて僅お行を啓く戰終りて兩陛下假病院お臨み創傷を治する状を察せられ厚く之を勞ふて還る

要領

家守りあれば枕を高くして眠るを得國守りあれば業お安

んして就くを得國家兵を置くの要臣民の安寧を保護する
ふあるのみ今上天皇陛下萬乗の尊を以て軍人沐雨栴風の
苦を體せらる我臣民安んを奮進して護國の大義を盡さ
るへけんや

格言

論語小曰君小事ふるふは能く其身を致せ

新嘗祭 十一月二十三日

祝祭儀式

第一 着席

第二 御影最敬禮

第三 敕語奉讀

第四 學科

第五 唱歌

第六 散會

祝祭典例

新嘗祭は新穀を皇太神宮おすゝめ又御親嘗おらせらるゝ
御祭典あり前日には鎮魂祭あり二十三日は新嘗祭夕の御
祭式おして翌日復曉の御儀式あり

學科

聖徳

仁徳天皇即位四年詔して曰朕高臺お登りて遠望す人煙稀
少邑里蕭條百姓の窮乏知るへきあり畿内猶然り况や畿外
をや因て三年の課役を除く六年帝復臺お登り遠望す百姓
殷富煙火相望む帝皇后お謂て曰朕既お富めり復何をか憂
へん皇后曰宮室毀壞して風雨を蔽とす何をか富めりと謂
ふや帝曰天の君を立つるは民を養ふ所以あり故お君は民
を以て本とあす民の富めるは是れ朕の富めるあり民の貧
しきは是れ朕の貧しきあり未た百姓富みて君獨り貧しき
ものはあらざるあり七年諸國宮を修めんことを請ふ帝猶
許さす十年十月始て役を科し宮を造る百姓子來し晝夜工
を營み日あらずして成る

天智天皇猶東宮おあり齊明帝お從ひ筑紫お至り以て百濟
の聲援を爲す時お宮を朝倉山お造る材木斲らす極めて質
實を務む時人之を黒木の宮と謂ふ又木の丸殿と號す

後冷泉天皇の末年風俗驕奢下吏の車と雖とも飾るお金を
以てま後三條天皇位お即くお及ひ其弊を革めんと欲す石
清水の大廟に幸す乘輿兩轡務めて省約に従ふ過る所都人

士女の觀る者に車金飾ある者を見れば爲小輩を駐め其飾を剔り去る貴族と雖とも假さず後賀茂小幸を絶て金飾の車あし帝御せる所の扇は檜柄藍紙を用ひ青魚頭を炙り胡椒を塗り以て御膳に充つるに至る

要領

衣食足りて禮節を知る之を以て歷朝儉を玄めして天下の先とある一飯の微之を宗廟に薦め猶未と嫌と爲を更ふ新嘗の節會を重くも富四海を保つる君にして然り臣民規鑑せざるへけんや

格言

譚子よ曰一人儉を知れば家富む王者儉を知れば天下富む蓋奢る者の三歳の計一歳之を用ゆ奢る者の富に足らず儉ある者は貧しさに餘あり奢る者の心常に貧しく儉ある者の心常に富む

明治廿五年三月廿六日印刷
明治廿五年三月廿七日出版

定價金五錢

著述者 高田不二夫

東京市淺草區須賀町
二十二番地

發行兼印刷者 高田美佐

東京市淺草區須賀町
二十二番地

印刷所 加藤活版所

東京市淺草區森田町
十番地

發行所 無名館

東京市淺草區須賀町
二十二番地



26-07

